

千歳市における 森林経営管理制度の取組

千歳市産業振興部農村整備課

目次

1. はじめに
2. 森林経営管理制度の取組状況について
3. 共有者不明森林に係る特例の活用
4. 苦勞した点
5. おわりに

はじめに

千歳市の森林

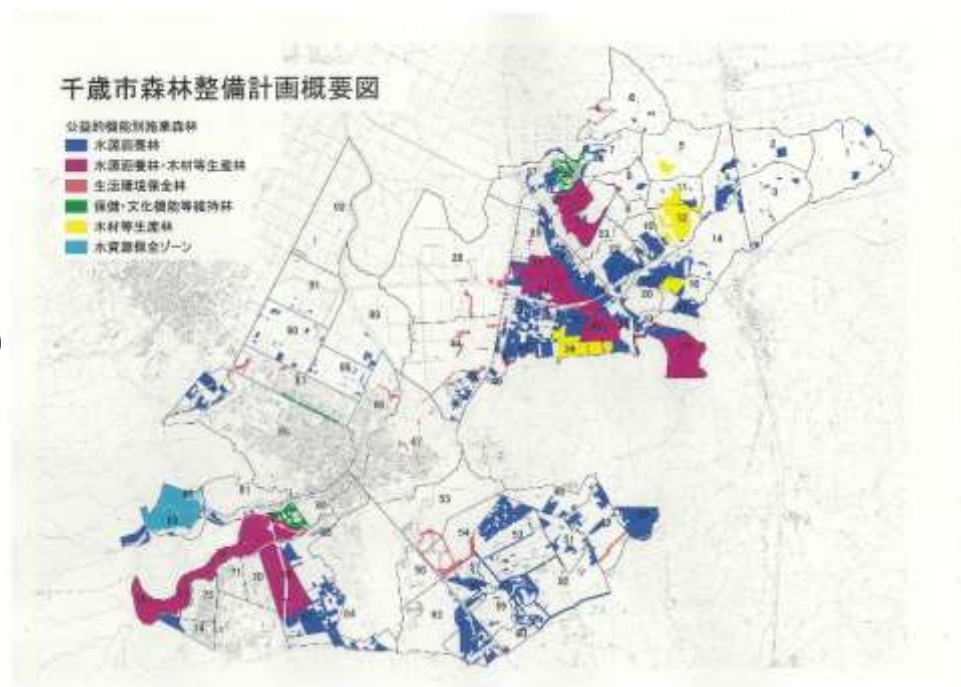
面積：約32,000ha

森林率：約54%

森林の約82%が国有林
(市街地西部～国立公園支笏湖)

民有林は約3,800ha・占有率12%
(主に東部地区に点在)

人工林率は国有林、民有林とも
約25%



森林経営管理制度の取組

・意向調査(R1～R2) ・現地詳細調査(R3～)

・森林整備フローの活用(R3～)

・森林カルテの作成(R3～)

・経営管理権集積計画の策定

モデル団地の設定(R3)

森林整備計画案の作成・同意取得(R3)

経営管理権集積計画作成・同意取得(R4)

経営管理権集積計画の公告(R5)

森林整備(R5)

意向調査・現地詳細調査

・未整備森林所有者の意向調査(R1～R2)

対象となる未整備私有林人工林:136ha 森林所有者:1,730名

令和元年度・令和2年度 計338名調査

結果 回答あり:26%、回答なし:34%、調査票不着:40%

・現地詳細調査(R3～)

意向調査の結果、「市・森林組合に委託を希望」の森林について、立ち入り許可を得た上で現地調査を実施。

森林整備フローの活用

森林整備フローを活用した整備方針の検討

森林所有者の意向や森林の現況、収益性等から森林整備方針を整理する「**森林整備フロー**」を作成。

経営管理権集積計画の策定可否や森林整備の手法について、体系的な検討・判断が可能となった。

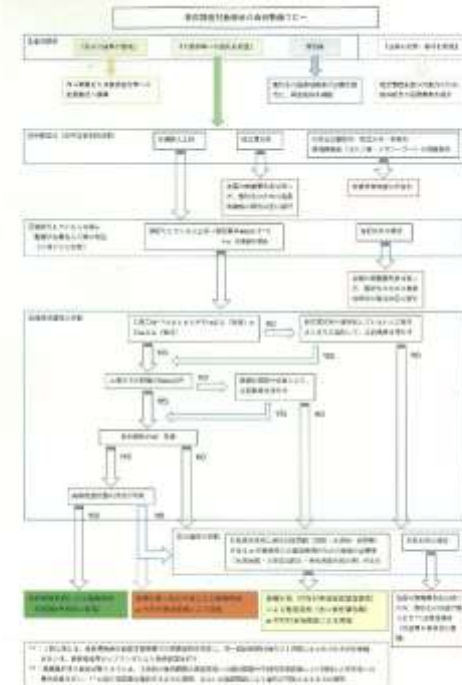


図-9 豊内調査対象農林の森林整備フロー

森林整備フローの活用

森林整備の手法検討のポイント

- ① 森林所有者の意向
市又は森林組合に経営管理の委託を希望
- ② 森林の現況
林相区分・整備の必要性
- ③ 施業採算性
地理的条件(効率的な施業を阻害する要因の有無)
森林経営計画作成の可否
- ④ 公益性
保護対象施設の有無
公益性を発揮させる施業の必要性

森林カルテの作成

検討結果のまとめツール

現地詳細調査の結果をもとに、森林の状況や整備の内容等をまとめた「**森林カルテ**」を作成し、森林所有者に情報をわかりやすくフィードバック。

あわせて、経営管理権集積計画策定の検討及び森林組合への紹介を実施。

森林カルテ 令和〇年〇月
千歳市産業振興部農村整備課

森林の所在地	林目	調査実施	調査内容	調査担当者

航空写真(衛星)種別	林種	樹高(m)	幹径径長(cm)	林分(%)	林分利用(調査までの経過年)
次期伐採予定	—	12	12-15	5	葉

調査実施位置図 調査年月日 令和〇年〇月〇日

航空写真と地番図を重ねて調査地の位置を表示
写真帳の写真撮影位置と撮影方向を表示

■現地調査コメント

(注)
- 森林調査では令和〇年のトアマツであるが、樹種は令和〇年の調査結果に基づいて調査結果は〇〇年調査、調査結果は令和〇年調査、調査結果は令和〇年調査。

意向調査によるあなため意向
市に管理状況を希望

➔

千歳市による管理手法の検討結果
解除不要

■今後の森林管理について

(注)
- 現地調査の結果、この森林は次期伐採が計画されていることから、整備を希望する状況ではないため、森林経営管理制度に基づき、本局で管理を引き継ぐ条件に検討してまいりました。引き続き、ご自身の管理を継続していただけますよう、お願いいたします。

経営管理権集積計画の策定

モデル団地の設定 (R3)

「森林整備フロー」に沿って森林整備の方針を検討した結果、中央地区(コムカラ峠)の森林で約6haの一団形成が見込めることから、同地区を経営管理権集積計画策定モデル団地に設定。

森林所有者の同意を取りまとめることとした。

- ・20筆・6.17ha
- ・森林所有者: 18名



経営管理権集積計画の策定

中央地区(コムカラ峠)の状況

- ・主にトドマツ 64～70年生
- ・過去の台風・強風時に倒木が市道をふさぐ被害が発生
- ・森林内に倒木、危険木が点在し、台風・強風発生時に被害を受ける可能性あり
- ・トドマツが枯れている部分あり

森林整備フローでは・・・

一団の形成可能

採算性低

公益性発揮の必要あり







経営管理権集積計画の策定

整備計画案の作成(R3)

モデル団地の整備計画案を作成し、団地内の森林所有者に説明したところ、ほとんどの所有者から同意を得たことから、令和4年度に経営管理権集積計画案を作成し、同意を得ることとした。

整備内容：

団地内の風倒木・危険木除去
年数回の巡視



経営管理権集積計画の策定

経営管理権集積計画作成・同意取得（R4）

モデル団地の森林所有者に経営管理権集積計画を送付し、12名（12筆）の同意を取得。

集積計画：

計画期間5年間

団地内の風倒木・危険木除去
年数回の巡視

経営管理権集積計画

筆主名	所在地	面積	備考

経営管理権集積計画の策定

計画の公告(R5)

団地内で所有者が判明している森林12筆、4.3haの経営管理権集積計画を公告。(R5.4月)

共有者不明森林1筆、0.1haの経営管理権集積計画を公告。(R5.7月)

森林整備(R5)

経営管理権集積計画に基づき、風倒木・危険木除去作業を実施。(R5.10月)







共有者不明森林の特例活用

連絡が取れない共有者（R3）

団地内の森林所有者に整備計画案を説明した際、所有者と連絡が取れない森林が1筆(共有者2名のうち1名不明)存在することが判明。

共有者の探索（R4）

- ・判明している共有者(市への委託を希望)への聞き取りを実施
 - 不明者と面識なし
- ・登記住所の市町村に住民票・戸籍を請求
 - 住民票・戸籍なし(保存年限切れ)

共有者不明森林の特例活用

共有者不明森林の取り扱い

除地にすると・・・

- ・小規模な飛び地が発生する。
- ・判明している所有者の意向が生かされない。

整備するには・・・

- ・不明者は1名(1筆)のみ
- ・判明している所有者から集積計画への同意を得れば、特例を活用した整備が可能



共有者不明森林の特例活用

共有者不明森林に係る公告

団地内の森林を一体的に整備するため、共有者不明森林に係る特例を活用することとし、判明している共有者に経営管理権集積計画を送付し、同意を取得。

その後、令和4年12月に共有者不明森林に係る公告を実施。

公告期間内(6か月)に異議申し出がなかったことから、経営管理権集積計画を公告。(R5.7月)

経営管理権集積計画に基づき、団地内の風倒木・危険木除去作業を実施。(R5.10月)

苦勞した点

不明者の探索

- ・住民票・戸籍請求に2～3週間の期間が必要。→広域交付で解決
- ・相続人が判明するまで戸籍を追跡するため、調査に時間を要する。
→場合によっては5回以上請求することも。
- ・共有者同士の繋がりが無い場合がある。
- ・戸籍を読み取る知識が必要。

相続登記未了の森林

- ・相続状況・相続登記の予定確認、証明資料の取得・提出依頼等、手続きに要する時間と、意向取りまとめ期限との兼ね合い。

おわりに

森林経営管理制度に基づく森林整備は、これまで困難であった未整備私有林の整備が実施できる制度です。

本市は今後も本制度を活用していくとともに、森林組合と連携し、未整備森林所有者の森林経営計画への参画促進とあわせて未整備私有林の整備を推進していきたいと考えています。